

2016年4月20日

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 御中

佐々木食品工業株式会社

貴法人の2016年3月24日付「再申入れ兼再要請」と題する書面の事項につき、下記のとおり回答いたします。

I. 【再申入れ】

<申入れ内容>

貴社webサイトやテレビコマーシャル、各種媒体において、「ギュッと凝縮した」「超濃縮」「濃いエキスをぎゅっと濃縮」など、過度に濃縮したかのような表記を停止するよう求めます。貴社は、貴社webサイトやテレビコマーシャル、各種媒体において、「ギュッと凝縮した」「超濃縮」「濃いエキスをぎゅっと濃縮」など、濃縮を強調された表記をされています。作業工程上濃縮されていることは間違いないのですが、貴社は「しじみ習慣」の一粒当たりのしじみの含有量を明らかにされていません。一方的にしじみが多く含有されているかの表記をされることは、一般消費者に対し実際よりも著しく優良であると示しているものであり、上記表記は景品表示法第10条1号に該当します。

<回答>

貴法人よりご指摘を賜りましたので、各種媒体における濃縮に関する表記を確認しました。弊社としましては、基本的に優良誤認を与えるものではないと考えておりますが、「超濃縮」という表現は、優良誤認を与える可能性が完全に排除できるものではないと判断し、貴法人からご指摘のとおり、「超」という表記については、今後、使用を差し控え、各種媒体に関しては順次変更して行くことにいたします。

Ⅱ.【再要請】

<要請内容>

貴社が提供する「しじみ習慣」一粒あたりに、しじみ何グラム分、あるいは何個分のエキスが入っているのか、貴社 web サイトなどで表記するよう求めます。

<回答>

弊社の見解は、2016年1月16日付で回答した通りです。しかし、貴法人からのご意見を考慮し、お客様に、より丁寧な説明をする趣旨で弊社 web サイトにおいて「しじみ習慣」のしじみの含有に関する表記をしていくことにしましたので、その旨をお伝えいたします。

以上